

令和4年度

行政監査結果報告書

《指定管理者制度の運用状況について》

甲賀市監査委員

目 次

1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象	1
4	監査の方法及び着眼点	4
5	監査日	5
6	監査を実施した委員	5
7	監査の結果	
	(1) 1次調査結果	5
	(2) 2次調査結果	11
8	まとめ	17

1 監査のテーマ

「指定管理者制度の運用状況について」

2 監査の目的

平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理運営の手法として指定管理者制度が導入された。この制度創設の目的は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」（平成15年7月17日総行行第87号の総務省通知）であり、従来は行政処分として地方自治体が行っていた使用許可権限等、施設に関する管理権限を指定管理者に委任できることとなった。

本市では、平成17年9月に「甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を定めて、平成18年4月から導入し、令和4年度には59施設で指定管理者による管理が行われている。

当初導入に当たっては、「指定管理者制度導入に係る基本方針」及び「甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱」により運用されていたが、その後見直しがなされ、「甲賀市指定管理者制度ガイドライン」（令和2年6月制定。以下「新ガイドライン」という。）及び「甲賀市指定管理者業務評価（モニタリング）マニュアル」（令和3年6月制定。以下「モニタリングマニュアル」という。）が制定され、現在ではこれらに基づき運用がなされている。

今回の行政監査は、指定管理者の指定が「新ガイドライン」に基づき適正に行われているか、また業務評価が「モニタリングマニュアル」に基づき適正に行われ、管理方法がサービスの向上に反映されているか等を検証することを目的として実施した。

3 監査の対象

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者を指定した公の施設のうち、令和3年度に指定管理者による管理が行われた61施設。（別表1「令和3年度指定管理者制度導入施設一覧」のとおり）

【別表1】令和3年度 指定管理者制度導入施設一覧

番号	施設名	指定管理者	設置管理条例	指定管理期間		所管課
				自	至	
1	甲賀市水口東部コミュニティセンター	一般社団法人 水口岡山城の会	コミュニティセンター条例	令和3年4月1日	令和8年3月31日	市民活動推進課 (旧・政策推進課)
2	甲賀市水口北部コミュニティセンター	古城が丘区	コミュニティセンター条例	令和3年4月1日	令和8年3月31日	市民活動推進課 (旧・政策推進課)
3	貴生川駅南駐車場	株式会社日本メカトロニクス	駐車場条例	平成31年4月1日	令和6年3月31日	生活環境課
4	甲賀市福祉ホール	社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会	福祉ホール条例	令和3年4月1日	令和4年3月31日	地域共生社会推進課 (旧・福祉医療政策課)
5	水口児童クラブ	特定非営利活動法人 わくわくキッズ	児童クラブ条例	令和3年4月1日	令和7年3月31日	子育て政策課
6	綾野児童クラブ	特定非営利活動法人 わくわくキッズ	児童クラブ条例	令和3年4月1日	令和7年3月31日	子育て政策課
7	貴生川児童クラブ	特定非営利活動法人 わくわくキッズ	児童クラブ条例	令和3年4月1日	令和7年3月31日	子育て政策課
8	伴谷児童クラブ	特定非営利活動法人 わくわくキッズ	児童クラブ条例	令和3年4月1日	令和7年3月31日	子育て政策課
9	伴谷東児童クラブ	特定非営利活動法人 わくわくキッズ	児童クラブ条例	令和3年4月1日	令和7年3月31日	子育て政策課
10	柏木児童クラブ	特定非営利活動法人 わくわくキッズ	児童クラブ条例	令和3年4月1日	令和7年3月31日	子育て政策課
11	土山かしきや児童クラブ	特定非営利活動法人 わくわくキッズ	児童クラブ条例	令和3年4月1日	令和7年3月31日	子育て政策課
12	大野児童クラブ	特定非営利活動法人 わくわくキッズ	児童クラブ条例	令和3年4月1日	令和7年3月31日	子育て政策課
13	油日児童クラブ	油日児童クラブ保護者会	児童クラブ条例	令和3年4月1日	令和7年3月31日	子育て政策課
14	大原児童クラブ	企業組合 労協センター事業団	児童クラブ条例	令和2年4月1日	令和7年3月31日	子育て政策課
15	佐山児童クラブ	企業組合 労協センター事業団	児童クラブ条例	令和2年4月1日	令和7年3月31日	子育て政策課
16	甲南そまっこ児童クラブ	企業組合 労協センター事業団	児童クラブ条例	令和2年4月1日	令和7年3月31日	子育て政策課
17	甲南わくわく児童クラブ	企業組合 労協センター事業団	児童クラブ条例	令和2年4月1日	令和7年3月31日	子育て政策課
18	甲南なかよし児童クラブ	企業組合 労協センター事業団	児童クラブ条例	令和2年4月1日	令和7年3月31日	子育て政策課
19	小原つばさ児童クラブ	企業組合 労協センター事業団	児童クラブ条例	令和2年4月1日	令和7年3月31日	子育て政策課
20	雲井くもっこ児童クラブ	企業組合 労協センター事業団	児童クラブ条例	令和2年4月1日	令和7年3月31日	子育て政策課
21	信楽児童クラブ	企業組合 労協センター事業団	児童クラブ条例	令和2年4月1日	令和7年3月31日	子育て政策課
22	甲賀市デイサービスセンター すこやか荘	社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会	デイサービスセンター 条例	令和3年4月1日	令和6年3月31日	長寿福祉課
23	甲賀市老人福祉センター碧 水荘	社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会	老人福祉センター条例	令和3年4月1日	令和7年3月31日	長寿福祉課
24	甲賀市老人福祉センターフィ ランソ土山	社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会	老人福祉センター条例	令和3年4月1日	令和7年3月31日	長寿福祉課
25	甲賀市老人福祉センター佐 山荘	社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会	老人福祉センター条例	令和3年4月1日	令和4年3月31日	長寿福祉課
26	甲賀市信楽産業展示館	公益財団法人 滋賀県陶芸の森	信楽産業展示館条例	令和3年4月1日	令和8年3月31日	商工労政課
27	甲賀市勤労青少年ホーム・ 甲賀市共同福祉施設	碧水観光 株式会社	勤労青少年ホーム条例・ 共同福祉施設条例	令和3年4月1日	令和8年3月31日	商工労政課
28	甲賀市勤労福祉会館	碧水観光 株式会社	勤労福祉会館条例	平成30年4月1日	令和5年3月31日	商工労政課
29	甲賀市土山自然休養村管理 センター	株式会社 道の駅あいの土山	土山自然休養村管理セ ンター条例	令和3年4月1日	令和6年3月31日	観光企画推進課
30	甲賀市かもしか荘	株式会社かもしかリゾート	かもしか荘条例	令和3年4月1日	令和8年3月31日	観光企画推進課

番号	施設名	指定管理者	設置管理条例	指定管理期間		所管課
				自	至	
31	甲賀市あいの土山都市との交流センター	株式会社かもしかりゾート	あいの土山都市との交流センター条例	令和3年4月1日	令和8年3月31日	観光企画推進課
32	甲賀市ひと・まち街道交流館	一般社団法人 甲賀市観光まちづくり協会	ひと・まち街道交流館条例	令和2年4月1日	令和6年3月31日	観光企画推進課
33	甲賀農村環境改善センター	公益財団法人 甲賀創健文化振興事業団	農村環境改善センター条例	令和3年4月1日	令和8年3月31日	農業振興課
34	甲賀市農林漁家婦人活動促進施設柞原会館	柞原区	農村集落センター条例	令和3年4月1日	令和8年3月31日	農業振興課
35	甲賀市甲賀もちふる里館	小佐治区自治会	農村集落センター条例	令和3年4月1日	令和8年3月31日	農業振興課
36	甲賀市大河原ふれあいホール	大河原区自治会	農村集落センター条例	令和2年4月1日	令和5年3月31日	農村整備課
37	甲賀市雲井地区農村活性化センター	牧区	農村集落センター条例	令和3年4月1日	令和8年3月31日	農村整備課
38	甲賀市生産物直売・食材供給施設田代高原の郷	有限会社 秀明ナチュラルファーム	農村集落センター条例	令和2年4月1日	令和5年3月31日	農業振興課
39	リップル"Cha-Cha"	一般財団法人 土山町緑のふるさと振興会	農産物販売施設条例	令和3年4月1日	令和8年3月31日	農業振興課
40	鹿深ふれあい市 四季菜館	鹿深ふれあい市運営組合	農産物販売施設条例	令和3年4月1日	令和8年3月31日	農業振興課
41	甲賀市あけびはら山の子はうす	鈴鹿山麓山内南ふれあいの里	子ども等自然環境知識習得施設条例	令和3年4月1日	令和7年3月31日	農業振興課
42	大河原ふれあい広場	大河原区自治会	農村公園条例	令和2年4月1日	令和5年3月31日	農村整備課
43	頓宮農村広場	頓宮区自治会	農村公園条例	令和2年4月1日	令和6年3月31日	農村整備課
44	甲賀市水口スポーツの森・甲賀市野洲川河川公園等	一般社団法人 甲賀市スポーツ協会	都市公園条例	令和3年4月1日	令和6年3月31日	社会教育スポーツ課
45	甲賀市野洲川児童公園	日本観光開発株式会社	都市公園条例	平成31年4月1日	令和4年3月31日	建設管理課
46	甲賀市甲賀中央公園	公益財団法人 甲賀創健文化振興事業団	都市公園条例	令和3年4月1日	令和6年3月31日	建設管理課
47	甲賀市鹿深夢の森	公益財団法人 甲賀創健文化振興事業団	都市公園条例	令和3年4月1日	令和6年3月31日	建設管理課
48	甲賀市あいの丘文化公園	一般財団法人 土山町緑のふるさと振興会	公園条例	令和3年4月1日	令和6年3月31日	建設管理課
49	甲賀市あいの森ふれあい公園・青土ダムエコパレイ	一般財団法人 土山町緑のふるさと振興会	公園条例	令和3年4月1日	令和6年3月31日	建設管理課
50	甲賀市ブルーリバーパーク	一般財団法人 土山町緑のふるさと振興会	公園条例	令和3年4月1日	令和6年3月31日	建設管理課
51	甲賀市やまびこ公園	一般財団法人 土山町緑のふるさと振興会	公園条例	令和3年4月1日	令和6年3月31日	建設管理課
52	甲賀市あいの土山文化ホール	公益財団法人 あいの土山文化体育振興会	市民文化ホール条例	令和3年4月1日	令和7年3月31日	社会教育スポーツ課
53	甲賀市土山体育館	公益財団法人 あいの土山文化体育振興会	スポーツ施設条例	令和3年4月1日	令和6年3月31日	社会教育スポーツ課
54	甲賀市土山室内運動場	公益財団法人 あいの土山文化体育振興会	スポーツ施設条例	令和3年4月1日	令和6年3月31日	社会教育スポーツ課
55	甲賀市土山運動場	公益財団法人 あいの土山文化体育振興会	スポーツ施設条例	令和3年4月1日	令和6年3月31日	社会教育スポーツ課
56	甲賀市土山テニスコート	公益財団法人 あいの土山文化体育振興会	スポーツ施設条例	令和3年4月1日	令和6年3月31日	社会教育スポーツ課
57	甲賀市甲賀B&G海洋センタープール	公益財団法人 甲賀創健文化振興事業団	スポーツ施設条例	令和3年4月1日	令和6年3月31日	社会教育スポーツ課
58	甲賀市水口城資料館	一般社団法人 甲賀市観光まちづくり協会	歴史民俗資料館条例	令和3年4月1日	令和7年3月31日	歴史文化財課
59	甲賀市甲賀歴史民俗資料館	甲賀地域歴史資料保存会	歴史民俗資料館条例	平成31年4月1日	令和4年3月31日	歴史文化財課
60	甲賀市旧水口図書館	稚木の会（わかぎのかい）	旧水口図書館条例	令和3年4月1日	令和7年3月31日	歴史文化財課
61	甲賀市東海道伝馬館	特定非営利活動法人歴史の道東海道宿駅会議	東海道伝馬館条例	平成31年4月1日	令和4年3月31日	歴史文化財課

4 監査の方法及び着眼点

(1) 監査の方法

< 1次調査 >

監査対象に該当する施設について、監査委員事務局から総務部マネジメント推進室に下記の資料の提出を求め、選定の手続や業務評価が適切に行われているかを調査した。

- ・ 指定管理者選定委員会で審査に付された資料
- ・ 指定管理者選定委員会での選定結果報告書
- ・ 会計年度終了後の業務報告書及び評価調書
- ・ 業務評価（モニタリング）結果の公表資料

また、議会提出資料や例規集により条例の制定・改正、債務負担行為の設定、指定議案の議決が適切に行われているかを調査した。

不明な点については、マネジメント推進室または施設所管課に必要な資料の提出を求めた。

< 2次調査 >

2次調査は、マネジメント推進室から指定管理者制度の全般的な説明と業務評価の結果について聴取した後、1次調査の結果を基に抽出した10件について、施設所管課から施設の概要の聴取と監査委員の質疑応答により実施した。

(2) 監査の着眼点

< 指定管理者制度の導入及び指定管理者の選定・指定 >

- ア 指定管理者制度導入の理由は適正か。また、その効果は表れているか。
- イ 指定管理者を公募する際の募集条件は適正か。
- ウ 原則公募で行うこととしている指定管理者の募集において、非公募とする理由は適正か。
- エ 指定管理料の有無及び算定方法は適正か。

< 業務評価 >

- ア 業務の実施状況、施設の利用状況は適正か。

- イ 使用料（利用料金）収入の実績及び管理経費等の収支状況等は適正か。（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける指定管理者への支援金を含む。）
- ウ 自主事業の実施状況はどうか。
- エ 施設所管課による実地調査は適切に行われているか。また、その結果はどうか。
- オ 利用者の満足度に関する調査は適切に行われているか。また、その結果はどうか。
- カ 業務に対する評価の内容、成果や課題はどうか。

5 監査日

(1) 1次調査

令和4年11月18日（金）～令和4年12月26日（月）

(2) 2次調査

令和5年1月19日（木）及び20日（金）

6 監査を実施した委員

甲賀市監査委員 山本 哲雄

甲賀市監査委員 山岡 光広

7 監査の結果

(1) 1次調査結果（全61件）

<指定管理者制度の導入及び指定管理者の選定・指定>

ア 「新ガイドライン」への対応

指定管理者の選定が「新ガイドライン」に対応（指定管理者選定委員会開催が制定以降）しているものが43件（70.5%）、非対応（指定管理者選定委員会開催が制定より前）のものが18件（29.5%）であった。「新ガイドライン」は令和2年6月に制定されているため、令和3年度分は過渡期と言える。

イ 設置条例の制定・改正（設置条例に指定管理者に施設の管理を行わせることができる旨の規定）

全ての施設において、指定期間開始日以前に設置条例に規定が設けられていた。

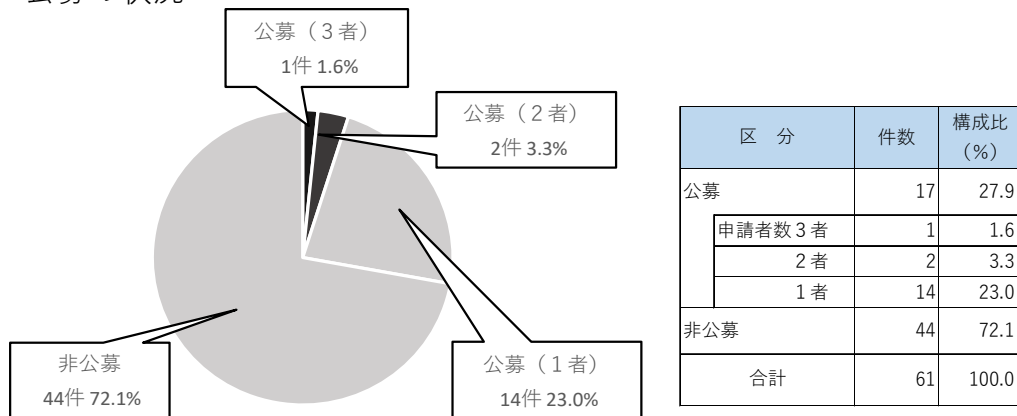
ウ 債務負担行為の設定

指定管理料0円のため設定不要な12件を除き、全ての施設において指定管理期間開始の前年度以前に債務負担行為の設定がなされていた。

エ 公募の状況

公募のものが17件（27.9%）、非公募のものが44件（72.1%）であった。また、公募のもの17件のうち申請者数は、3者が1件、2者が2件、1者が14件であり、実質的に2者以上での競争原理が働いたものは61件中3件（4.9%）のみであった。

<公募の状況>



非公募とした理由として、社会福祉施設は、利用者や家族との継続した関係の維持、また相談業務や活動支援等専門的なノウハウが必要であるためといった理由が多く、農林施設では、特定地域からの要望を受けて地域活性化目的で補助金を活用して整備された施設であり、当該地域の団体を指定管理者として指定することにより、設置目的の推進と維持管理費の削減及び地域住民の公平な利用が図れるためといった理由が多かった。

【別表2】非公募とできる例

(甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項及び「新ガイドライン」より)

条例の規定	具体例
(1) 指定施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 事業により施設を整備し、当該施設の管理運営を包括的に民間事業者に行わせる場合 ・ 有資格者を要し、特定の団体でなければ施設の管理運営ができない場合
(2) 指定施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定候補者を選定した後、指定までの間に、当該候補者が倒産等により、指定管理者として指定されるべき団体ではなくなり、再度の公募を行う猶予がない場合 ・ 公募を行ったものの応募者がなく、又は選定の結果指定候補者となる者がなく、かつ、再度の公募を行う猶予がない場合 ・ 指定管理者の指定を取り消した場合で、緊急に特定の者を指定しなければ施設の管理運営に影響が出る場合
(3) 指定管理者による管理を行っている指定施設(以下「指定管理施設」という。)において、当該指定管理施設の指定管理者が引き続き管理を行うことにより、当該指定管理施設に係る行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査や業務評価等により指定管理者の評価を行い、設定した評価点以上である場合
(4) その他市長が指定施設の適正な運営を確保するために特に必要と認めるとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の設置目的、設置経緯及び法人その他の団体の設立経緯から、特定の者が当該施設の管理運営を行うことが適当と認められる場合 ・ 地域性の非常に強い小規模施設で利用者も限定される施設であるため、地域の住民グループによる管理が効果的であると考えられる場合 ・ 指定管理者を再募集しても、応募がない場合や最低基準点を満たす応募者がいない場合 ・ 当該施設に併設される施設の運営法人等を指定することにより、効果的・効率的な管理運営が確保される場合 ・ 既に指定管理者制度を導入している施設のうち、当該施設で展開している事業を含め、施設のあり方を再検討する必要がある場合

オ 指定管理者選定委員会での審査状況

全ての施設において審査に付されており、公募の場合は、申請者の中から選定基準に照らして施設の管理を行うのに最も適当と認められる団体を指定候補者として選定し、非公募の場合は、所管課による説明、事業計画書等の審査資料により選定基準の要求要件を満たしているかを確認・精査し、当該施設の指定候補者として適当か不適当かの採決をとり決定していた。

その中で、公募により民間企業も応募していたが、審査の結果、市内の一般社団法人が指定候補者として選定されていたものが2件あった。(No.4 4 甲賀市水口スポーツの森・甲賀市野洲川河川公園等、No.5 8 甲賀市水口城資料館)

個々の施設についての指定管理者選定委員会での意見のうち、特に、地元住民しか使用しないと思われる施設に対して地元区を指定候補者とする案件については、そもそもの施設のあり方について疑問が出されていた。譲渡すると補助金の返還義務が生じる、地元区が地縁団体の法人格を取得できていない、本来都市計画法上は販売施設としては設置できないが市の施設なので認められているといった説明を施設所管課が行っており、できるだけ早く解決するよう求められていた。(No.3 4 甲賀市農林漁家婦人活動促進施設柞原会館、No.3 5 甲賀市甲賀もちふる里館、No.3 6 甲賀市大河原ふれあいホール、No.3 7 甲賀市雲井地区農村活性化センター、No.3 8 甲賀市生産物直売・食材供給施設田代高原の郷、No.4 3 頓宮農村広場)

また、No.3 9 リップル“C h a - C h a”については、施設所管課からの説明によると、常駐職員の人件費は支払わずに販売利益のみ受け取ってもらっているが、販売収益や販売数の報告を求めても報告されておらず、これ以上手間が増えると指定管理をやめるといわれているとのことであった。選定委員会も疑問に思われたため、指定候補者の選定調書の特記事項に「農産物の販売実績について収支会計の明朗化を図ること。」と付記されていた。

カ 指定管理者指定議案の議決

全ての施設において、指定期間開始日以前に指定管理者を指定する議案が原案

どおり可決されていた。

<業務評価>

ア 会計年度終了後の指定管理者からの業務報告書提出状況

61件全ての施設において、「モニタリングマニュアル」で提出することとされている業務報告書57件（No.30甲賀市かもしか荘とNo.31甲賀市あいの土山都市との交流センターは合算。また、No.53甲賀市土山体育館、No.54甲賀市土山室内運動場、No.55甲賀市土山運動場、No.56甲賀市土山テニスコートは合算。）が提出されていた。

イ 収支状況（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける指定管理者への補助金等を含む。）

提出された業務報告書57件のうち、黒字は23件（40.4%）、収支±0は15件（26.3%）、赤字は19件（33.3%）であった。しかし、業務報告書の収支決算書において、自主財源や区からの負担金を計上して収支の均衡を図っている指定管理者があったり、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市からの補助金や支援金を、収支に含めている指定管理者や含めていない指定管理者があったりなど、記載にばらつきがあるため実態がつかみづらい状況になっていた。

また、収支の内訳が業務報告書と評価調書とで一致しない施設（No.2甲賀市水口北部コミュニティセンター、No.22甲賀市デイサービスセンターすこやか荘、No.28甲賀市勤労福祉会館、No.34甲賀市農林漁家婦人活動促進施設柞原会館、No.35甲賀市甲賀もちふる里館、No.37甲賀市雲井地区農村活性化センター、No.38甲賀市生産物直売・食材供給施設田代高原の郷、No.40鹿深ふれあい市四季菜館、No.43頓宮農村広場）や、収支決算書が千円単位で作成されているなど正確な決算が確認できない施設（No.35甲賀市甲賀もちふる里館）、利用料金制度を採用していないのに利用料金収入が計上されている施設（No.35甲賀市甲賀もちふる里館）もあった。

ウ 指定管理者から提出された業務報告書に対する施設所管課の評価状況

全ての施設において、施設所管課の評価が行われていた。

エ 評価調書における著しく評価の高い点（評価区分A）

特定非営利活動法人わくわくキッズが管理する施設については、「業務計画書に沿った人員を配置しているか」「障がい者の雇用促進に努めているか」の項目以外全てA評価となっていた。（No.5 水口児童クラブ～No.12 大野児童クラブ）

また、碧水観光株式会社等の民間企業や公益財団法人甲賀創健文化振興事業団が管理する施設については、「経費削減に向けた取り組みを積極的に実施しているか」の項目が概ね高評価となっており（No.27 甲賀市勤労青少年ホーム・甲賀市共同福祉施設、No.28 甲賀市勤労福祉会館、No.30 甲賀市かもしか荘、No.46 甲賀市甲賀中央公園、No.47 甲賀市鹿深夢の森）、「ホームページ等による施設の案内を実施しているか」の項目も概ね高評価となっていた。（No.28 甲賀市勤労福祉会館、No.30 甲賀市かもしか荘、No.33 甲賀農村環境改善センター、No.57 甲賀市甲賀 B&G 海洋センタープール）

オ 評価調書における著しく評価の低い点（評価区分CまたはD）

No.35 甲賀市甲賀もちふる里館について、「指定管理者から第三者への委託が行われている場合、適正な手続きで実施されているか」がC評価となっており、施設所管課は、もち工房との併設のため委託等が併せて行われており、不明瞭な部分があると評価していた。

No.38 甲賀市生産物直売・食材供給施設田代高原の郷についても、「指定管理者から第三者への委託が行われている場合、適正な手続きで実施されているか」がC評価となっており、防災設備点検の手続漏れがあった旨を施設所管課が記載していた。

No.39 リップル“Ch a - C h a”については、C評価が8項目あり、また、「経理区分を設け、指定管理料を適正に執行しているか」の項目がD評価となっており、本来の農産品販売所としての機能が十分ではないと施設所管課は評価していた。

その他、施設管理専用の通帳がない施設があった。(No.3 6 甲賀市大河原ふれあいホール、No.4 2 大河原ふれあい広場、No.4 3 頓宮農村広場)

カ 改善勧告書による勧告、指定の取消し事例

改善勧告書による勧告、指定の取消し事例はなかった。

(2) 2次調査結果 (全10件)

【別表3】2次調査対象施設

記号	番号	施設名	指定管理者	施設所管部	施設所管課
ア	34	甲賀市農林漁家婦人活動促進施設 柞原会館	柞原区	産業経済部	農業振興課
イ	35	甲賀市甲賀もちふる里館	小佐治区自治会	産業経済部	農業振興課
ウ	39	リップル"Cha-Cha"	一般財団法人 土山町緑のふるさと振興会	産業経済部	農業振興課
エ	40	鹿深ふれあい市 四季菜館	鹿深ふれあい市運営組合	産業経済部	農業振興課
オ	36	甲賀市大河原ふれあいホール	大河原区自治会	産業経済部	農村整備課
カ	42	大河原ふれあい広場	大河原区自治会	産業経済部	農村整備課
キ	43	頓宮農村広場	頓宮区自治会	産業経済部	農村整備課
ク	51	甲賀市やまびこ公園	一般財団法人 土山町緑のふるさと振興会	建設部	建設管理課
ケ	58	甲賀市水口城資料館	一般社団法人 甲賀市観光まちづくり協会	教育委員会事務局	歴史文化財課
コ	61	甲賀市東海道伝馬館	特定非営利活動法人 歴史の道東海道宿駅会議	教育委員会事務局	歴史文化財課

ア No.3 4 農林漁家婦人活動促進施設柞原会館 (産業経済部農業振興課)

《施設概要等》

所在地 甲賀市信楽町柞原164番地1
 施設内容 大ホール、和室、調理室、会議室、管理室
 指定管理者 柞原区 (非公募)
 指定管理期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 (5年間)
 指定管理料限度額 0円

《所見》

- ・「モニタリングマニュアル」で年1回以上実施することとなっている利用者アンケートを実施し、サービスの向上に生かされたい。
- ・「モニタリングマニュアル」で指定管理者が提出することとなっている定期報告書等の書類については、一覧表やチェックリストを作成し、事務手続に漏れがないよう管理されたい。
- ・管理運営の実態が仕様書と合致しているか実地調査を行われたい。
- ・施設の一部が小原地域市民センターの事務室としても使われているため、施設の管理について実態に即した方法を検討されたい。

イ No.35 甲賀もちふる里館（産業経済部農業振興課）

《施設概要等》

所在地	甲賀市甲賀町小佐治2121番地1
施設内容	事務室、研修室、和室、調理加工室
指定管理者	小佐治区自治会（非公募）
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
指定管理料限度額	0円

《所見》

- ・利用料金制度を採用していないのに利用料金収入が計上されている。料金の内容について確認し、適切に指導されたい。
- ・決算書が千円単位で作成されているなど、決算が正確につかめない状況となっているため、適切に指導されたい。
- ・指定管理者の自己評価と施設所管課の評価調書とで整合を図られたい。
- ・指定管理者からの第三者委託については、適切な手続で実施されるよう指導されたい。
- ・「モニタリングマニュアル」で年1回以上実施することとなっている利用者アンケートを実施し、サービスの向上に生かされたい。
- ・管理運営の実態が仕様書と合致しているか実地調査を行われたい。

ウ No.39 リップル“Cha-Cha”（産業経済部農業振興課）

《施設概要等》

所在地	甲賀市土山町鮎河2642番地
施設内容	店舗
指定管理者	一般財団法人土山町緑のふるさと振興会（非公募）
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
指定管理料限度額	4,785,000円

《所見》

- ・指定管理において余剰金が生じた場合の取扱いについて、予め定めておくよう改善されたい。
- ・「モニタリングマニュアル」で年1回以上実施することとなっている利用者アンケートを実施し、サービスの向上に生かされたい。
- ・「モニタリングマニュアル」で指定管理者が提出することとなっている自己評価等の書類については、一覧表やチェックリストを作成し、事務手続に漏れがないよう管理されたい。
- ・施設所管課の評価調書で、農産品販売所としての機能が十分ではないという評価になっている。売上明細の明確化も含め、その機能が発揮されるよう適切に指導されたい。
- ・一つの指定管理者がいくつもの施設の管理を請け負っている場合には、それぞれの施設の個々の収支を明らかにされたい。

エ No.40 鹿深ふれあい市 四季菜館（産業経済部農業振興課）

《施設概要等》

所在地	甲賀市甲賀町大久保491番地4
施設内容	店舗
指定管理者	鹿深ふれあい市運営組合（非公募）
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

指定管理料限度額 0円

《所見》

- ・管理運営の実態が仕様書と合致しているか実地調査を行われたい。
- ・「モニタリングマニュアル」で指定管理者が提出することとなっている定期報告書等の書類については、一覧表やチェックリストを作成し、事務手続に漏れがないよう管理されたい。

オ No.36 大河原ふれあいホール（産業経済部農村整備課）

《施設概要等》

所在地	甲賀市土山町大河原1173番地
施設内容	事務室、多目的ホール、倉庫、便所、調理実習室、和室
指定管理者	大河原区自治会（非公募）
指定管理期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
指定管理料限度額	0円

《所見》

- ・実地調査を行った際には、いつ誰が何を確認したのか記録を残されたい。
- ・施設管理専用の通帳がなく、区会計の通帳の中で経理がされているため、別途通帳を作成して明確にされるよう適切に指導されたい。
- ・「モニタリングマニュアル」で年1回以上実施することとなっている利用者アンケートを実施し、サービスの向上に生かされたい。
- ・「モニタリングマニュアル」で指定管理者が提出することとなっている定期報告書等の書類については、一覧表やチェックリストを作成し、事務手続に漏れがないよう管理されたい。

カ No.42 大河原ふれあい広場（産業経済部農村整備課）

《施設概要等》

所在地	甲賀市土山町大河原1129番地
-----	-----------------

施設内容 東屋
指定管理者 大河原区自治会（非公募）
指定管理期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
指定管理料限度額 396,000円

《所見》

- ・施設保全費の内訳が分からないため明確にされたい。
- ・実地調査を行った際には、いつ誰が何を確認したのか記録を残されたい。
- ・「モニタリングマニュアル」で年1回以上実施することとなっている利用者アンケートを実施し、サービスの向上に生かされたい。
- ・「モニタリングマニュアル」で指定管理者が提出することとなっている定期報告書等の書類については、一覧表やチェックリストを作成し、事務手続に漏れないよう管理されたい。

キ No.4 3 頓宮農村広場（産業経済部農村整備課）

《施設概要等》

所在地 甲賀市土山町頓宮760番地
施設内容 東屋
指定管理者 頓宮区自治会（非公募）
指定管理期間 令和2年4月1日～令和6年3月31日（4年間）
指定管理料限度額 0円

《所見》

- ・収支決算書に収入の記載がなく、収支の実態が分からない。会計監査もされていないため適切に指導されたい。
- ・「モニタリングマニュアル」で指定管理者が提出することとなっている定期報告書等の書類については、一覧表やチェックリストを作成し、事務手続に漏れないよう管理されたい。
- ・施設管理専用の通帳がなく、区会計の通帳の中で経理がされているため、別途

通帳を作成して明確にされるよう適切に指導されたい。

- ・実地調査を行った際には、いつ誰が何を確認したのか記録を残されたい。

ク No.5 1 やまびこ公園（建設部建設管理課）

《施設概要等》

所在地	甲賀市土山町猪鼻3 1 6 番地
施設内容	自由広場
指定管理者	一般財団法人土山町緑のふるさと振興会（非公募）
指定管理期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）
指定管理料限度額	1 4 1, 0 0 0 円

《所見》

- ・実地調査を行った際には、いつ誰が何を確認したのか記録を残されたい。
- ・同じ指定管理者が管理をしている4施設の合計で収益を確認しているが、指定管理において余剰金が生じた場合の取扱いについて、予め定めておくよう改善されたい。
- ・「モニタリングマニュアル」で年1回以上実施することとなっている利用者アンケートを実施し、サービスの向上に生かされたい。
- ・指定管理者からの報告書を基にしたモニタリングは、4施設まとめてではなく個別に行われたい。
- ・「モニタリングマニュアル」で指定管理者が提出することとなっている定期報告書等の書類については、一覧表やチェックリストを作成し、事務手続に漏れがないよう管理されたい。
- ・指定管理者の財務諸表により財団全体の経営状況を把握・分析され、問題がないかの確認を定期的に行われたい。

ケ No.5 8 水口城資料館（教育委員会事務局歴史文化財課）

《施設概要等》

所在地	甲賀市水口町本丸4番80号
施設内容	展示室、事務室、研修室、他
指定管理者	一般財団法人甲賀市観光まちづくり協会（公募）
指定管理期間	令和3年4月1日～令和7年3月31日（4年間）
指定管理料限度額	12,828,000円

《所見》

- ・指定管理者を公募して2者から応募があり、提案内容を比較した上でより良い方が指定管理者として選定されている。また、民間のアイデアを生かした歴史的遺産の活用や、開館日を増やすなどのサービスの向上が図られている。
- ・「モニタリングマニュアル」で定められた報告書等も提出されており、実地調査も行っている。実地調査を行った際には、いつ誰がどういった項目を確認したのか、記録を残されたい。
- ・指定管理者から支払われる報償費については、最低賃金を下回ることはないよう確認をされたい。
- ・指定管理者の財務諸表により協会全体の経営状況を把握・分析され、問題がないかの確認を定期的に行われたい。

コ No.6 1 東海道伝馬館（教育委員会事務局歴史文化財課）

《施設概要等》

所在地	甲賀市土山町北土山1570番地
施設内容	展示室、事務室、体験工房、他
指定管理者	特定非営利活動法人歴史の道東海道宿駅会議（非公募）
指定管理期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日（3年間）
指定管理料限度額	2,629,000円

《所見》

- ・指定管理料の支払方法について、指定管理者の資金繰りが困難になることがないよう、状況に応じて支払時期や支払回数を工夫されたい。

- ・指定管理者の財務諸表により法人全体の経営状況を把握・分析され、問題がないかの確認を定期的に行われたい。
- ・「モニタリングマニュアル」で定められた報告書等も提出されており、実地調査も行っている。実地調査を行った際には、いつ誰がどういった項目を確認したのか、記録を残されたい。
- ・利用者アンケートの結果については指定管理者と施設所管課とで共有できているが、その後どのように改善されたのか結果確認も行われたい。

8 まとめ

今回の監査の対象とした事務については、一部課題が認められたので、今後は以下の点に留意されたい。

- (1) 指定管理者の募集は、「新ガイドライン」において「透明性・公平性の確保及び幅広く募集することにより良質の提案を期待する観点から、原則として公募により行う。」と規定されているが、実際に公募されているものは61件中17件(27.9%)と少なく、更に2者以上の応募があったものは61件中3件(4.9%)のみであった。実際に、公募により2者から応募のあったNo.58水口城資料館は、開館日を増やすなどのサービスの向上が図られている。施設の成り立ちや指定管理者となっている団体の設立経緯などの事情はあるが、公募が進むよう努められたい。
- (2) 業務評価について、指定管理者や施設所管課が作成する書類や評価する手順が、「モニタリングマニュアル」に細かく規定されている。しかしながら、施設所管課において「モニタリングマニュアル」の認識が低く、規定されている手順が徹底できていない状況にある。統括するマネジメント推進室においては、「モニタリングマニュアル」の周知を再度図るとともに、提出書類の一覧表やチェックリストを作成するなど、手順が分かりやすくなるよう工夫されたい。なお、施設所管課においては、関係書類を分かりやすく整理して適切に保存されたい。
- (3) 指定管理者が作成する業務報告書の中の収支決算書について、本来であれば指

定管理業務に関する収入及び管理経費の支出を明らかにし、指定管理施設の損益を把握するためのものである。指定管理料及び利用料金の徴収は適正であるかなどを確認するのに重要な書類であるが、記載方法が統一されていないため実態がつかめない状況となっており、記載要領を作成するなど改善を図られたい。また、収支決算書と施設所管課が作成する評価調書との不一致も見られた。「モニタリングマニュアル」において、業務評価の結果は公表することとなっているので、正しい結果が公表されるよう改善されたい。

- (4) 指定管理により生じた余剰金の取扱いについては、マネジメント推進室において他自治体の事例なども研究しつつ、ガイドラインで基準を設けるなどの対応を検討されたい。

指定管理者制度創設の目的は、前述のとおり「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」である。制度の趣旨に鑑み、市と指定管理者が一丸となって、住民のニーズを的確に把握し、施設やサービスの改善に努め、それを評価し、次につなげるという仕組みを有効に運用し、公の施設の質の向上に一層努力されることを望むものである。